
第1章 江戸時代の火消部隊

● 「大名火消」・「定火消」

火消し制度というものが歴史上の舞台に登場してくるのは、江戸の初期から中期にかけてであった。それ以前には確たる記録もなく、わずかな城下町で火消らしい組織があったに過ぎなかった。やがて、ごく短時間で各藩の城下町で江戸において創設された火消制度と大体似たような制度が設けられている。特に、幕府直轄の長崎などに最も早く設けられている点は、徳川幕府の政治機構を物語るものといえる。

この江戸時代における火消の制度は、初期においては武家による火消制度に始まり、中期に至って町火消制度が創設され、幕末期まで武家火消と町火消の二つの組織が火事と闘う火消部隊として活躍してきた。

徳川幕府の成立によって、家康は江戸を政治の中心に定め、江戸の町造りが始まった。家康は間もなく秀忠に政権を譲って駿府に引退したが、江戸の町は江戸城を中心として周辺に武家屋敷、その周辺に諸職人、商人の町が形成され、三代将軍家光の時代になって徳川幕府の政権の基礎が固まった頃には、江戸は政治の中心にふさわしい都市に成長した。

江戸の町の発展と並行して火事もしばしば発生して町民を悩ませた。町並が大きくなれば、これに比例して火事も大火となることが考えられ、幕閣は政権を維持するためにも火災対策に憂慮しなければならない

状態となった。

やがて、寛永6年(1629)に初めて老中の名をもって火消に従事する「奉書」を出したのが、歴史上最初の火消制度である。

「奉書」というのは、老中の出した将軍の命令書で、これによって非常招集された大名の火消部隊を「奉書火消」と称したのである。しかし、この制度は、火事が起きた場合には大名がこの奉書を受けて、家臣を引連れ、特攻的に火事場に出場するだけで、特に火消の仕事に訓練を受けたものではなくその守備範囲も江戸城内、武家屋敷、神社仏閣など幕府の重要個所に限られ、江戸の町民にとっては恩恵のない火消であった。

寛永18年(1641)、「桶町の火事」という大火に見舞われたことで、将軍家光は老中を招いて江戸の防火対策の検討を命じた。これにより先の六大名の「奉書火消」役がいろいろとその対策を協議した結果、これまでの経験から本格的な火消部隊の編成を考え、六万石以下の大名十六家を一番組から四番組までの組に編成した。

大名は一万石につき30人ずつの火消の者を出し、10日間交替で大名自らが指揮する「大名火消」の制度を創設し、寛永20年(1643)に十六家に「大名火消」役を仰がせ付けた。この組織こそ名実ともに江戸時代における火消部隊の創設といえよう。

これらの、「大名火消」役には、それぞれ受持区域や担当の持場が定められ、火事が

発生すると火事場装束に身を固め、家臣、火消の者を引率して戦場に赴く様子さながら威風堂々と行列をなして火事場に出動した。

「大名火消」が創設されてから 12 年後の明暦 3 年（1657）の「明暦の大火」で江戸の大半が焼失し、幕府は、大名火消だけでは江戸の大火に抗しきれないことを痛感した。そこで万治元年（1658）、新たに常設火消制度を設けることとし、四千石以上の旗本四家に火消役を命じ、火消屋敷を与える「^{じょうびけし}定火消」制度を創設した。

「定火消」は、それぞれ与力六騎、同心 30 人、「^{がえん}臥煙」と呼ばれた火消人足 100 人で編成され、火消屋敷に常駐して第一線の火消として活躍した。

「定火消」は翌万治 2 年（1659）には六組に、同 3 年に八組、寛文 2 年（1662）に十組、元禄 8 年（1695）に十五組となった。その後、宝永元年（1704）に十組編成となり幕末まで 150 年間続いた。「定火消」はやがて“十人屋敷”とか“十人火消”と呼ばれるようになった。

● 町火消の誕生

再三の大火に見舞われ、権威保持をゆるがされかねない状況を憂慮した幕府は、「奉書火消」、「大名火消」、「定火消」などの火消を創設して火災に対処したが、これらの火消役は幕府の重要個所や武家屋敷専門の火消役で、町方の者はごく近くの家しか恩恵を受けなかった。

町方の火消については、慶安元年（1648）の町触で、「町内総動員で寄ってたかって消すべし」といった程度で、何の組織もなく、町方は苦難をしていた。

やがて、江戸時代も中期にさしかかると、町の様相は一変し、商業の発展は町の構造を複雑にし、町方においても火消制度を設置する必要に迫られてきた。役人が商人や町民にいくら出動を要請しても受け入れず、町奉行も町役人、年寄も頭を悩ましていた。

享保年間に入り、大家や商人は自分の^{たなご}店子や出入の職人をかり出して火消に従事させていたが、この中でも大工、左官、鳶職といった職人連が役立つようであった。これは、まだ組織だったものではなかったが、「^{たなびけし}店火消」といわれていた。

江戸の町奉行に就任した大岡越前守はこの店火消に目をつけ、享保 3 年（1718）、この店火消を火消に従事させようとしたが、火消といっても訓練も経験もない烏合の衆だったので、かえって足手まといとなって苦情が続出した。そこでこの方法をやめ、町から出る人数と出場区域を次のように定めた。「風上風脇左右各二町合わせて六町は、一町に付き最低 30 人を出して消火に当たらずべし」。これで店単位で出ていたものが町ごとに 30 人を出すという町火消の形に変わってきた。

さらに、大岡越前守は江戸府内の名主の代表を集め、江戸の町を 20 町から 30 町に分割して、その区域内で火事が起きたらその中で消し止め、それ以外の町の者が駆け

つけるのを厳禁した。

享保5年(1720)にこれを四十八に割替えて「いろは」の記号を付け、これに本組という別働隊を加えて江戸の町火消「いろは四十八組」を編成した。その後の話だが、いろは四十八文字のうち、「へ」「ひ」「ら」「ん」の四字は、「へ」は“屁”、“ひ”は“火”に通じ、「ら」は梵語で男性性器、「ん」は一番終わりの意という忌言葉から抜かれ、これに「本」「百」「千」「万」の四文字を当て、他に本所、深川を「南」、「中」、「北」に分けた十六組を合わせ、計六十四組の町火消を編成した。この町火消には火消頭が設けられたが、指揮系統は、町奉行→名主→月行事と定められた。

享保5年(1720)、纏が組をまとめるために必要であることから、大岡越前守が戦国時代に戦場で敵味方の目じるしにしたような“纏のぼり”を定めた。後の馬簾(纏にたれ下がる細長い飾り)のついた纏は、天保年間に形が定まったものである。“纏のぼり”には次のような個条書が記されていた。

- 一、組合の町内に火事ある時は早々駆け集るべき事
- 一、組合外に火事有之候て組合の町に風筋あしき時は境に集るべき事
- 一、役人下知なき内組合の外へ一切参るまじき事

その後“纏のぼり”の他に提灯を持出すこととし、翌6年には“のぼり”が吹流しに改められた。また各町ごとに同じ形の“小

纏”を持つように定められたが間もなく廃止された。

町火消の費用は非常にかさむことから、これを賄う費用は町費でそれぞれ分担する仕組みとした。この町費は町役人といわれる名主、家主、地主が店子の町民から徴収し、火事、取締、祭礼、防疫、上水などに当てたが、中でも一番多額の費用を要したのは火事の支出であった。

● 江戸時代初期の火事法令

徳川幕府の法令は「法度」といい、それ以外は「御触書」として公布された。法度は法規を意味し、重要なものは将軍の名で公布するか、または老中が将軍の上意を受けて申し渡し、普通の法度は将軍の決裁を経て、書付の形式で目付、奉行などに直接公布された。法度以外の法令、規則は老中が将軍の決裁を経て目付、三奉行、その他各方面に配布して伝達された。その内特定の役所または関係者のみに通達する文書を「御達」といい、比較的広く一般に触れられるものを「御触書」といった。火事取締りや防火関係の法令は、後者の形式で町奉行が“高札”を町の辻々に立てて周知徹底をはかった。このほか奉行から名主→五人組→月行事→町民へと触れられていった場合もある。

徳川幕府の行政機関の中で奉行と名のつくものはたくさんあるが、その中で寺社奉行、町奉行、勘定奉行(この順位)を特に

三奉行といって重視していた。

町奉行は江戸の他、京都、大阪、奈良、山田、長崎、駿府などにありその名に地名を冠したが、江戸の町奉行だけは単に町奉行と称して“江戸”をつけなかった。諸藩の場合は地方を担当する郡奉行と町方を担当する町奉行とがあったが、この場合は町名をつけない原則であった。

町奉行は、他の奉行と異なって評定所の構成員であり、三千石級の旗本の役職だった。武家地と寺社奉行支配地を除く江戸府内を支配し、行政、司法、警察の業務一切を所管した。従って防火問題は町奉行の仕事であった。

また町奉行の命を受ける名主は、町人の身の廻りのほぼ全般の仕事を担当する忙しい役目だった。世襲制で他の職につくことは許されず、給料は町から貰っていた。

五人組というのは、連帯責任制で、五人の地主の集りで、毎月交代で町内事務を行い、その月当番を「月行事」といった。このような命令系統で御触書は広く一般に知らされた。

長崎で出された御触書

定

- 一、火を付る者をしらば、早々申出べし、若かくしたるにおいては、其の罪重かるべし、たとい同類たりというとも、申出るにおいては其の罪をゆるされ急度御褒美下るべき事
 - 一、火を付る者を見付ば、これを捕へ早々申出べし、見のがしにすべからざる事
 - 一、あやしき者あらば、せんさくをとげて、早々御代官地所へ召連来るべき事
 - 一、火事之節、鎗、長刀、脇指等拔身にすべからざる事
 - 一、火事場其外何連の所にも、金銀諸包ひろいらば、御代官地へ持参すべし、若隠置地所よりあらわるるにおいては其罪重かるべし
 - 一、たとい同類たりというも申出るたぐいは、其罪をゆるされ御褒美下さるべき事
- 右条々守之相可、若相背於者、罪科行被可者也
- 正徳元年五月

奉行

● 江戸時代の火消（破壊火消）

江戸時代の火消は、幕末まで特に新しい制度の変革は見当らなかった。従って、火事を消すのにも相変わらず破壊によって延焼を食い止めて鎮火させるという破壊火消が主流を占めていた。宝暦年間に「龍吐水」というポンプの一種が登場し、火消たちが盛んに使用していたが、これも積極的に火を消すという能力があったわけではなく、単に組の纏持ちに水をかけて援護することによって、纏を上げた家並みを守り抜くという方法の火消道具でしかなかった。しかし火消たちにとっては、「龍吐水」の出現は画期的な進歩だったことだけは事実であった。

破壊火消というのは、火事場に出場した武家火消や町火消が、指揮者が風向き、火勢の状況、家並の構成等によって、破壊すべき家並を指示し、火消人足が^{きすまた}大刺又や大槌で破壊して一種の防火帯を作り、延焼をくい止めて鎮火させる方法であった。

一方、火事場に到着した町火消などは、組頭の指示で適当な家の屋根に纏を上げ、これに組の者が水を必死にかけ続けて纏持ちの命を守り抜くことにより、その家から風下一帯に延焼しないようにした。

このような破壊火消の方法が主な手段であった江戸時代においては、纏を先頭にした防禦部隊と、家並を急いで破壊する部隊とが指揮者である組頭やこれを補佐する小頭の下、緊密に連繫行動してはじめてその成果が得られた。それには手入れされた破壊道具、そして火を恐れぬ勇気と豊かな経

験が必要であった。



「龍吐水」

● 纏まといの起源

「纏」の起源は古く、戦国時代に武将の旗印として戦場を駆け廻って来た。戦国の世も治まって徳川幕府が成立し、江戸の町の建設が始まり、政治の中心が移ると、大火が頻発しはじめ、大名たちが火消を命ぜられると、纏を先頭に戦場に赴くのと同時に火事場に出場した。

町火消が江戸に創設された時、組の組織と存在を明らかにするために享保5年（1720）、「纏のぼり」という一種の旗差物のようなものが作られたのも武家火消の影響であった。

江戸の町火消の纏の型が定まったのは、それから大分あとのことであり、纏の頭飾は、四十八組、本所深川十六組といずれも独特のデザインのもので、寸法は二尺（約60センチメートル）以内に制限され、木の中でも着火しにくい桐材が使われた。最初は“銀箔押し”であったが、後に白染塗に改められた。馬簾ばれんの数四十八本と定められ、互い違いの二枚重ねに組まれ、纏持がこの中に

入って火の粉をふり払いながら、組の水を頼りに纏と身を守ったものであった。馬簾に黒線が入ったのは明治に入り町火消が消防組となった時からである。

四十八本の纏の内、十一本が“芥子”を使っているが、これは“消す”に通ずるもので、“い組”の纏は“芥子”に“柗”で“消します”と洒落たものである。

大坂の町火消の纏の創設は、江戸よりもはるかに早く、元禄 10 年（1697）、大坂の火消制度を五区に分けて一新した時に、“火には水”と水にちなんだ“雨”“波”“井”“滝”“川”の五印の纏が登場したのははじまりであった。纏の高さは一丈一尺（約 3.5 メートル）、馬簾の長さは三尺二寸（約 1 メートル）と定められ、頭部は“雨”が“重ね籠すかし”、“波”が“二蓋笠”、“井”が“水玉籠”、“滝”が“輪違三方”、“川”が“重ね組輪”の五印であった。



「消防本部で保管している纏」

● 江戸時代の防火対策

徳川幕府が防火建築の命令を出したのは、慶長 6 年（1601）の大火で草葺を板葺にするよう命じたことが第一号であろう。この時、滝山弥次兵衛という人が、街道に面した屋根半分を瓦葺にして、江戸の名物となり、半瓦弥次兵衛と言われたが、奉行所からは、身分不相応としてきついおとがめを受けたと、「慶長見聞録」にある。

幕府が本格的な防火都市造りに着手したのは、「明暦の大火」の後で、老中保科正之の主唱で大目付北条安房守、大番頭渡辺右衛門が担当した。

- (一) 御三家、大名屋敷の強制立退き。
- (二) 神社仏閣を江戸中心部から浅草、駒込、三田方面に強制移転
- (三) 立退後の空地に火除地設置（火除地の初め）。
- (四) 道路を五間（およそ 10 メートル）以上とし、日本橋、本町通りを七間（およそ 13 メートル）に拡張。

しかし、大火は依然として頻々と発生した。北西風が大火につながることから、これを直角に断ち切るため、日本橋から飯田町の間には高さ三間（およそ 5 メートル）、長さ 9 丁（およそ 10 キロメートル）の石堤の「防火堤」を築いた（現在は残っていない）。

享保 5 年（1720）、「いろは四十八組」ができた頃、江戸府内の町家の土蔵造、塗家、瓦葺屋根を許可し、大いに奨励したが、それにもまして地主、大商店の間で自己防衛のため土蔵造の家が大いに普及した。その上、改造費として「拝借金」制度があった

ためさらに促進され、それにより延焼防止の効果が出はじめた。

幕府は、防火都市造りの他の火災対策として、大火後の罹災民を救済する必要に迫られ、江戸の各所に“御救小屋”というものを仮設して臨時に食と住を与えることとした。“御救小屋”を御公儀の愛の手として大いに宣伝した。

江戸時代の幕府、各藩の火災対策では、江戸町民や城下町民のためよりも、政権安泰や藩政維持に重点が置かれていたことは紛れもない事実で、根本的な防火対策、先を見通した政策の実施には見るべきものがなかった。例えば、江戸城、青梅の市外に石炭採掘場を開発して、築城に使用し防火対策を計ったとしても、江戸の町民には一片の命令書で防火都市造りを指示するだけであり、実効のあがる施策などなかった。わずかに大商人たちが幕府の命令や許可を理由に、待ってましたとばかり自衛のために土蔵を建築したが、これは利益追求の計算が先で、決して幕府の都市計画に協力しようというような考えによるものではなかった。

● 火の見櫓

江戸の町に火の見櫓が登場したのは、万治元年（1658）、定火消制度が創設された頃で、屋敷内に火の見櫓が設置された。江戸中で定火消屋敷の火の見櫓が最も格式が高く、高さ三丈（約9メートル）と定められた。外周は素木生洪なまがしのしとみ部で、上部は四方が見渡

せる構造、太鼓と半鐘が設けられていた。火事を発見すると、二本の紐の操作で一本は主人の枕元の鈴、一本は人足部屋の鳴子が鳴る仕掛けになっていた。

大名火消役の火の見櫓は、定火消屋敷の火の見櫓より低く、周囲は黒塗り、上部には板木が吊るされ、特別の家柄を除き江戸城に面した方角は塞ぐことになっていた。設置を許されたのは八万石以上の大名火消役と20家の火消役で、大名でも外様大名には許されなかった。

町方の火の見梯子は、享保8年（1723）十丁に一個所の割で自身番屋の屋根上に設けられ、脚部は櫓でなく露出した梯子だけの“かけあがり”というもので、半鐘が取り付けられているという簡単なものであった。

町方の火の見梯子は、江戸も末期になると火の見櫓の形式となり、その構造も大名屋敷の火の見櫓と同じようになった。合図の半鐘は、江戸時代中期に板木に替り、間もなく銅鑼どらになったが、その音がどうも火事の緊迫感を伝えないとして、再び半鐘となって幕末から明治、大正、昭和まで存続した。

火事の折の、太鼓、半鐘の鳴らし方にはいろいろの制限があり、勝手に鳴らすと重い罪に処せられた。まず火事を発見すると定火消の太鼓が一つ鳴る。他の火の見櫓の番人がたとえ先に火事を発見しても鳴らすことは許されなかった。これを合図に二連打から五連打が出動、近火の時は五連打、

七連打。火事がなお拡がるとさらに定火消の太鼓が鳴り、これを“拡がり”といった。これが鳴ると江戸の町民は恐怖で寝られなかったという。火事が鎮まると半鐘を三連打し、町々では夜番が小太鼓を鳴らして町内に鎮火を知らせて歩いた。



「半 鐘」

● 辻番・自身番・夜廻り

江戸時代に江戸府内の武家屋敷、小路などの辻々に大名、旗本が自警のために設けて維持した番所を「辻番」といった。奉書火消が創設された年、寛永6年(1629)に辻斬りが横行したのでその防止のため設置されたものである。幕府が維持するものを「公儀辻番」と称し、万石以上の大名一家が維持するものは「一手辻番」、または「大名辻番」と称し、江戸末期に229箇所あった。旗本数家で維持するものは「組合辻番」または「寄合辻番」と称し、669箇所あり、これは町人の請負が許されていた。

「自身番」は江戸の町方がそれぞれの町内の警備のために設け、維持した番所のことである。自身番は、初めは地主ら自身が番にあたったが、後には家主や雇人が勤め、さらに安い賃金で番人を雇ったりして勤務につかせた。収入が少ないため、なかには小商をする者もあった。自身番の仕事は、町方の公用や雑務の処理、火の番などで、時には目明かし連中の立寄ることもあり、辻番とともに江戸の治安に重要な役割を果たした。自身番屋は辻々に木戸を設けて設置され、夜間は木戸を閉めて治安の維持につとめた。

また自身番の番人の仕事として火の番も重要なものの一つで、夜廻りに出ることもあり、現在の交番のような役目も果たした。さらに自身番屋には屋根の上に、町方に許された火の見梯子が併設され、常時勤務ではないが、“火事だ!”という火の見梯子によって火勢の様子を見るように定められていた。

自身番に勤める者を“番太郎”と称し、拍子木を叩いて町内を巡回し、火事防止のため働いた。一方大坂では“番太”と称し、ともに時を知らせる役目も受け持った。



「板 木」

「望 楼」